

■ 原子力災害対策指針改正のポイント

1. U P Z外における防護措置の実施方針（平成27年4月22日改正）

- ・原子力規制委員会の判断に基づき、屋内退避を実施（PPAに関する記載なし）

従来の方針

- ・PPAにおいて、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた措置が必要となる場合があり、今後検討する。

考え方

- ・原子力施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、規制委員会が屋内退避の実施を判断。
- ・安定ヨウ素剤について、プルームの到達を観測してから服用を指示しても十分な効果は得られない恐れがあることから、効果的に実施可能な防護措置とは言えない。

2. S P E E D I等の予測的手法を削除し、実測に基づき防護措置の実施を判断することとしていること（平成27年4月22日改正）

- ・モニタリング結果等を踏まえ、原子力規制委員会が避難および一時移転の実施を判断

従来の方針

- ・避難および一時移転について、モニタリング結果を踏まえ、気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にしつつ、原子力規制委員会が実施を判断。

考え方

- ・予測手法やその精度に関わらず、気象予測等をもとに拡散予測を行い、その結果を踏まえて防護措置の実施を判断する場合と比べ、施設の状況等に基づく判断の方がより迅速かつ的確に防護措置を実施できることから、プラントの状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、規制委員会が屋内退避や防護措置の実施を判断。
- ・このことから、防護措置の実施にあたりSPEEDI等の予測的手法を活用する必要性はないが、例えば緊急時対応の計画段階における検討など、予測的手法の有効性や利活用を否定するものではない。